



税額通知書の誤送付について

と き 平成27年(2015年)10月13日 発表

と ころ 練馬区区民部税務課

区は、税額通知書を別人あてに送付してしまいました。
ご本人様には、謝罪をして、正しい税額通知書をお渡ししました。
封入作業を担当した職員が、別人の送り状を通知書に組みあわせて郵送したため誤送付が発生しました。
誤送付が発生しましたことを深くお詫びいたします。区では再発を防止するため、業務全般について見直しを行い、事務改善を行います。

【事故の概要】

A様から、税額通知書が同封された封書が2通届いており、1通はB様の通知書が入っているとのご連絡がありました。

税額通知書は、窓空き封筒により送付しています。転出届を出さずに転居した場合など、税額通知書に印刷された住所地と送付先が違う場合、職員が宛名を手書きした紙を送り状として送付しています。今回は、封入作業を担当した職員が、送り状を別の方の通知書に組み合わせて封入し、確認作業を担当した職員がその誤りを発見できずに郵送したために起きたことです。

平成27年10月9日(金)にB様にお会いし、謝罪のうえ、税額通知書をお渡ししました。
(参考)税額通知書記載事項:住所、氏名、収入、所得、税額

【再発防止策】

今後は下記の通り対応します。

- (1) 業務全般において各作業を洗い出し、処理手順の見直しを行います。
- (2) 複数の職員で通知書の対象者と宛先を確認することを徹底します。

【問い合わせ】練馬区 区民部 税務課 管理係 電話03-5984-4532